

南区イメージキャラクター「Mioo（ミオー）」着ぐるみ使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、南区イメージキャラクター「Mioo(ミオー)」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)が次の各号の目的に沿って適正に使用されるよう、使用にあたっての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 南区をPRすること。
- (2) 南区の区政推進活動に寄与すること。
- (3) 名古屋市南区役所(以下「区役所」という。)の事業又は区役所の認めた関連事業を推進すること。
- (4) 広く人々に親しまれること。
- (5) その他南区政の発展に資すると認められること。

（使用の手続き）

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という）は、「Mioo(ミオー)着ぐるみ使用申込書（様式第1号）」を名古屋市南区長(以下「区長」という。)に提出し、承認を受けることとする。ただし、区役所が使用するときはこの限りではない。

- 2 申込は使用日の属する月の3か月前の初日（当該日が区役所休庁日の場合は翌開庁日）の午前9時から先着順に受け付けるものとし、受付開始時に同一日時の使用申込が複数あった場合に限り、抽選にて使用者を決定するものとする。ただし、区役所が使用する場合や区役所が構成団体となる実行委員会などの団体が使用するときはこの限りではない。

（使用期間）

第3条 使用期間は、原則として1週間以内とする。

（承認基準）

第4条 区長は、申込書を受理したときは、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認する場合は、申請者の申し出により「Mioo(ミオー)着ぐるみ使用承認書（様式第2号）」を交付する。

- 2 着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、「Mioo(ミオー)着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）」を交付する。

- (1) 第1条各号の規定に合致しない場合
- (2) 南区の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人、企業又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 着ぐるみの正しい使用方法にしたがって使用しない恐れのある場合
- (7) 法令または公序良俗に反する恐れのある場合
- (8) その他、使用を承認することが不適当と認められる場合

（使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、着ぐるみ使用に際して次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) Mioo（ミオー）着ぐるみ使用上の注意にしたがい適切に使用すること。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 着ぐるみが汚損しないように努めること
- (5) 承認された権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (6) その他区長が特に付した条件に従って使用すること。
- (7) Mioo(ミオー)着ぐるみ使用状況報告書（様式第4号）並びに、可能な場合は使用写真等を提出すること。

（使用承認の取消）

第6条 区長は、使用者がこの規程及び承認の内容に違反していると認められる場合は使用承認を取り消すことができる。

2 前項の場合、使用者に損害が生じても区長はその責めを負わない。

（原状復帰）

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復帰すること

2 前項の規定にかかわらず、区長が着ぐるみの補修またはクリーニングを求めた時は、使用者はこれに従わなければならない。

（使用料）

第8条 着ぐるみの使用料は無償とする。

（損失補償等の責任）

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害または使用者が第三者に与えた損害に対して区長は損失補償等一切の責任を負わない。

（情報の公開）

第10条 区長は、着ぐるみの利用状況等について、利用促進を図る観点から、承認状況等について情報を公開することができる。

（事務局）

第11条 この規程にかかる事務は、区役所企画経理課がおこなう。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに必要な事項は、区長が別に定める。

（附則）

この規程は、平成25年8月22日から施行する。

（附則）

この規程は、令和 2 年 11 月 20 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。